

## 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、下記のとおり現場管理費の補正を試行する。

### 記

#### 1 試行対象工事等

宇都宮市発注の工事で、下記(1)～(3)に該当するものを試行対象工事とする。

ただし、本試行においては、「機械設備工事」は対象外とする。

##### (1) 適用範囲

平成31年4月1日以降に契約した工事から適用する。

ただし、令和元年8月20日までに完成通知が提出された工事は除く。

##### (2) 対象工事

土木工事標準積算基準により発注した工事で、主たる工種が屋外作業である工事。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とする事ができる。

ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を工期から除くものとする。

##### (3) 対象地域

市内全ての地域を対象とする。

#### 2 用語の定義

##### (1) 真夏日

日最高気温が30度(℃)以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合とする。

##### (2) 工期

工事着手から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

## 3 計測及び真夏日率の算出方法等

### (1) 真夏日の計測方法

(ア) 本試行にあたり、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

なお、受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し発注者に提出するものとする。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

参照：環境省ホームページ／熱中症予防情報サイト

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の日を、真夏日とする。

参照：気象庁ホームページ／各種データ・資料／過去の気象データ検索

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、又は暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上の場合、真夏日とする。

(イ) 観測所の選定については、施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

(ウ) 休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

(エ) 上記①～③によりがたい場合は、発注者と協議することとする。

### (2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。

ただし、休工日（不稼働日）は真夏日に含めないものとする。

### (3) 基準日及び算定期間について

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

また、真夏日の算定期間については、受発注者協議により定めるものとし、この期間のうち真夏日にあたる日数により現場管理費を補正するものとする。

### (4) 計測結果の報告について

受注者は、施工計画書に基づき、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出するものとする。

#### (5) 真夏日率の算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率}(\text{※1}) = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}(\text{※2})$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 工事着手から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### 4 積算方法等

#### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) (\text{※3}) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}(\text{※4})$$

#### (2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ( (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}(\text{※5})) + \text{補正値} )$$

※3 補正値(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1.2

※5 土木工事積算基準書における「地域補正の補正係数」とする。

#### (3) 変更設計

現場管理費の補正のみの変更設計は、受発注者協議のうえ、行うことができるものとする。

### 5 運用

#### (1) 特記仕様書への記載例

この試行開始以降に発注する工事は、記載例に基づき特記仕様書に記載するものとする。

##### 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の取扱い

補正にあたっては、宇都宮市ホームページに掲載している「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき行うものとする。

#### (2) 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

### 6 その他

上記の取扱いについて、施工場所の実情等により、対応が困難な場合については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

## 参 考

### 熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる栃木県内観測所一覧（抜粋）

観測所名（気象庁）	所在地	備考
宇 都 宮	宇都宮市明保野町	宇都宮地方気象台
鹿 沼	鹿沼市見野	
今 市	日光市瀬川	
真 岡	真岡市下籠谷	
塩 谷	塩谷郡塩谷町大字田所	
那須烏山	那須烏山市森田字小埜前	

※ 観測所の選定は施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

技術監理課 技術管理グループ

TEL 028-632-2515